

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電 話 0 7 4 9 - 4 6 - 2 1 7 7 【ご相談は24時間対応しております。】

F A X 0 7 4 9 - 3 1 - 3 4 2 7

担 当 結の家ケアプランセンター

* ご不明な点はおたずねください

営業日	月曜日から土曜日 休日（日、12月29日～1月3日）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

2. NPO結の家 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	結の家ケアプランセンター
所在地	滋賀県東近江市愛東外町700番地
介護保険指定番号	2570501458
サービス提供する通常の事業実施地域	東近江市（愛東地区、今代町、池田町、寺町および永源寺地区の山上町、高野町） * 上記以外の地域でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名称	特定非営利活動法人 NPO結の家
所在地	滋賀県東近江市愛東外町700番地の1
法人種別	特定非営利活動法人
代表者	代 表 太田 清藏

4. 同事業所の職員体制

	員数	業務内容	勤務体制
介護支援専門員	4名	居宅介護支援	常勤3名 非常勤1名
管理者（主任介護専門員）	1名	管理業務	常勤
主任介護支援専門員	1名	介護支援専門員の指導	常勤
介護支援専門員	3名	居宅介護支援	常勤2名 非常勤1名
事務職	1名	居宅介護支援件数集計等	非常勤

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	<p>要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が、特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実に居宅サービス計画を作成いたします。</p>
事業の方針	<p>ご本人が要介護状態等になった場合においても、可能な限り在宅で日常生活を営むことができるよう心身の状況、その環境に等に応じて多様な業者から総合的かつ効果的にサービスが提供されるよう努めます。</p> <p>要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように医療との連携に十分配慮いたします。</p> <p>事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険サービス事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努め、支援困難と思われる事例においても対応させていただきます。</p>

6. 提供するサービスの内容と料金

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	<p>ご本人、ご家族の意向をお聞きし、課題分析標準項目に沿ったアセスメントシートを活用し、ご本人の希望に基づき居宅サービス計画を作成します。</p> <p>計画に位置付ける居宅サービス事業者の選定についてはご本人から複数の事業者等の紹介を求めることが可能です。</p> <p>また居宅サービス計画に位置付けた事業者についてはご本人がその理由を求めることも可能です。</p> <p>サービス担当者会議では他の事業者からの意見もふまえた上で居宅サービス計画を作成し、各サービス提供事業者とのサービスの調整を行います。</p>
医療との連携について	<p>医療・介護の関係者間の円滑な情報共有を図ります。</p> <p>ご本人が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院した病院にお伝えください。</p> <p>医療系サービスの利用を希望される場合はご本人の同意を得て主治の医師等に意見を求めた上で、居宅サービス計画書を主治の医師に交付します。</p>
サービスの実施状況および課題の把握	<p>1カ月に1回以上、担当の介護支援専門員がご本人のお宅に伺って、サービスの内容が適切かなどについて話し合います。</p>
給付管理	<p>介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。</p>

要介護(要支援)認定等の協力、援助	ご本人が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定を受けることについて申請をご本人に代わって行ったり、その他、必要な援助を行います。
お客様からの相談対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受け致します。

【プライバシー（個人情報）の保護】

結の家ケアプランセンターがサービスを提供する際に、ご本人やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などのご本人へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないように致します。サービス提供に関わって、ご本人の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご本人やご家族に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

担当者が本事業所の職員でなくなった後においてもこれらの秘密は保持されます。

【料金等】利用料金	<p>【厚生労働大臣の定める基準額】</p> <table> <tr> <td>要介護1・要介護2</td> <td>1,076単位/月</td> </tr> <tr> <td>要介護3～5</td> <td>1,398単位/月</td> </tr> </table> <p>*滋賀県東近江市は地域区分の適用地域が7級地で1単位10円を10.21円で計算します。</p> <p>専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応、主任介護支援専門員の配置等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に加算します。(一月につき)</p> <table> <tr> <td><input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅰ】 要介護1～5</td> <td>505単位/月</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅱ】 要介護1～5</td> <td>407単位/月</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅲ】 要介護1～5</td> <td>309単位/月</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 【特定事業所加算A】 要介護1～5</td> <td>100単位/月</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 【特定事業所医療介護連携加算Ⅳ】 要介護1～5</td> <td>125単位/月</td> </tr> </table> <p>【初回加算】 新規に居宅サービス計画を作成する場合や2段階以上の介護状態区分の変更のあった利用者の方に対する加算。 300単位/月</p> <p>【入院時情報連携加算】</p> <p>(Ⅰ): 病院または診療所の職員に対して入院後3日以内に必要な情報を提供した時。 200単位/月</p> <p>(Ⅱ): 病院または診療所の職員に対して7日以内に必要な情報を提供した時。 100単位/月</p>	要介護1・要介護2	1,076単位/月	要介護3～5	1,398単位/月	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅰ】 要介護1～5	505単位/月	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅱ】 要介護1～5	407単位/月	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅲ】 要介護1～5	309単位/月	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算A】 要介護1～5	100単位/月	<input type="checkbox"/> 【特定事業所医療介護連携加算Ⅳ】 要介護1～5	125単位/月
	要介護1・要介護2	1,076単位/月													
	要介護3～5	1,398単位/月													
	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅰ】 要介護1～5	505単位/月													
	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅱ】 要介護1～5	407単位/月													
	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算Ⅲ】 要介護1～5	309単位/月													
	<input type="checkbox"/> 【特定事業所加算A】 要介護1～5	100単位/月													
	<input type="checkbox"/> 【特定事業所医療介護連携加算Ⅳ】 要介護1～5	125単位/月													

【退院・退所加算】 退院、退所にあたって病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、ご本人に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った時。

- (I) イ 450単位/回 カンファレンス以外の方法で情報提供を1回受けた時
- (I) ロ 600単位/回 カンファレンスにより情報提供を1回受けた時
- (II) イ 600単位/回 カンファレンス以外の方法で情報提供を2回以上受けた時
- (II) ロ 700単位/回 情報提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスに参加した時
- (III) 900単位/回 情報提供を3回以上受け、うち1回以上については入院中の担当医等とのカンファレンスに参加した時

【通院時情報連携加算】 医師の診察を受ける際に同席し医師等と利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供のやりとりを行なった場合。
50単位/月(月1回まで)

【緊急時等居宅カンファレンス加算】 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご本人の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。
200単位/月(月2回まで)

【ターミナルケアマネジメント加算】 末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した場合
死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ご本人や家族に同意を得て在宅を訪問し心身の状況を記録し、主治の医師の助言を得てサービス変更等の支援を行い、主治の医師等および居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ情報を提供した場合。
400単位/月

- * ただし、厚生労働大臣の定める改訂がなされたときには文書にて通知し、了解を得るものとします。この時、契約書は自動更新するものと致します。
- * ご利用者様に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険により負担されます。)
ただし、ご利用者様が以前に保険料の滞納がある場合、料金をいただき、結の家ケアプランセンターが発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、居住地の市役所に提出いただきますと差額の払い戻しを受けることができます。
- * サービスの提供記録の複写を請求される場合は、1枚につき10円を頂きます。

交通費

通常営業エリアを越えた場合も交通費は不要です。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合。	料金は一切かかりません。
保険者（町）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合。	料金は一切かかりません。

7. 料金に支払い時期と支払方法

料金の支払い時期：料金の支払いは、介護保険料を納付されている場合には、発生致しません。ご利用者に介護保険料の滞納がある場合等により、支払いが生じる場合は、月額ごとにお支払いをいただきます。

（月末までのサービス合計を翌月請求書の請求期日までに支払いをお願いします。）

【支払方法】 現金の場合：NPO結の家
東近江市愛東外町700番地

振込先 ①：湖東信用金庫 永源寺支店 004-0141726
（特非）NPO結の家 理事 太田 清蔵
②：湖東農協愛東支所 6911-011-8459
NPO結の家 代表者 太田 清蔵
振込手数料は、ご本人負担でお願い致します。

自動振替 ①：利用者指定口座からの自動振替
毎月27日に振り替えます。27日が金融機関休日にあたる場合は翌営業日とします。

*口座自動振替が可能な金融機関

滋賀銀行・関西みらい銀行・滋賀中央信用金庫・長浜信用金庫・湖東信用金庫・滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合・近畿労働金庫・大垣共立銀行・

滋賀県信用農業協同組合連合会・滋賀県内農業協同組合

現金支払い①：訪問時にお支払いただくか、事業所へご持参ください。
お支払時に領収書を発行いたします。

8. 介護支援専門員の変更

担当介護支援専門員を変更したいときは、お気軽にご相談ください。結の家ケアプランセンターに所属する別の介護支援専門員と交代いたします。また、別の事業所をご希望される場合は、契約の解約をいただくこととなりますが、責任を持って他の事業所を紹介し、引継ぎを致します。

9. 解約

1) ご本人やご家族は、結の家居宅介護支援事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに届けていただくことによって、この契

約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合はこの限りではありません。

- 2) 結の家ケアプランセンターは、事業の廃止などやむをえない事情がある場合、ご本人やご家族に対して契約終了日1カ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご本人が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

10. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- 1) ご本人が介護保険施設(グループホームを含む)に入所された場合。介護保険施設(グループホームを含む)へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。
- 2) ご本人が要介護でなくなった場合。
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- 3) 1年以上にわたる長期入院により今後退院の意向がない場合。
- 4) ご本人がお亡くなりになられた場合。

11. 損害賠償

ご本人に対して結の家ケアプランセンターの責任において賠償すべきことが起こった場合は、結の家ケアプランセンターが加入する保険においてご本人に賠償を致します。

12. 災害や感染症発生時の対応について

感染症や非常災害の発生時においても、その事業が継続できるように必要な措置を講じます。年に1回定期的に自然災害や感染症発生時の対応の訓練や必要な研修を行います。発生の際は市町村、地域包括支援センター、他の介護保険サービス事業所、介護保険施設、医療関係者等と連携および協力を行う体制を構築できるように努めます。

13. 虐待防止のための対策

虐待防止のための指針に基づいた研修を年1回定期的に行い虐待の防止に努めます。

14. 相談・苦情窓口

提供されるサービスその他についてご相談や苦情などがございましたら結の家ケアプランセンターの窓口まで遠慮なくお申し出ください。

苦情相談担当者	〒527-0166 東近江市愛東外町 700 番地 電話番号 0749-46-2177 FAX 番号 0749-31-3427
管理者 田原 初美	

NPO結の家ケアプランセンター以外にも、ご相談や苦情などについては以下の窓口があります。

東近江市役所 福祉部長寿福祉課	〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 電話 0748-24-5678 I P 050-5801-5678 FAX 0748-24-1052 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
東近江市役所 福祉部地域包括支援センター 愛東支所	〒527-0162 東近江市妹町 29 電話 0749-46-0211 I P 050-5801-0211 FAX 0749-46-0215 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
滋賀県国民健康保険 団体連合会	〒520-0043 大津市中央 4 丁目 5-9 電話 077-510-6605 FAX 077-510-6606 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	〒520-0072 草津市笠山 7 丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内 電話 077-567-4107 FAX 077-561-3061 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

15. 書類の保存期間

サービスの提供記録、請求に関する書類はサービス提供の完結の日から5年間保存されます。

16. 作成したケアプランの各サービスの利用割合

当事業所が作成した居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

ご本人、ご家族に対して本書面にもとづいて重要事項を説明致しました。

事業者 所在地 東近江市愛東外町700番地
名称 NPO結の家ケアプランセンター

説明者 所属 結の家ケアプランセンター

氏名 _____ 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印